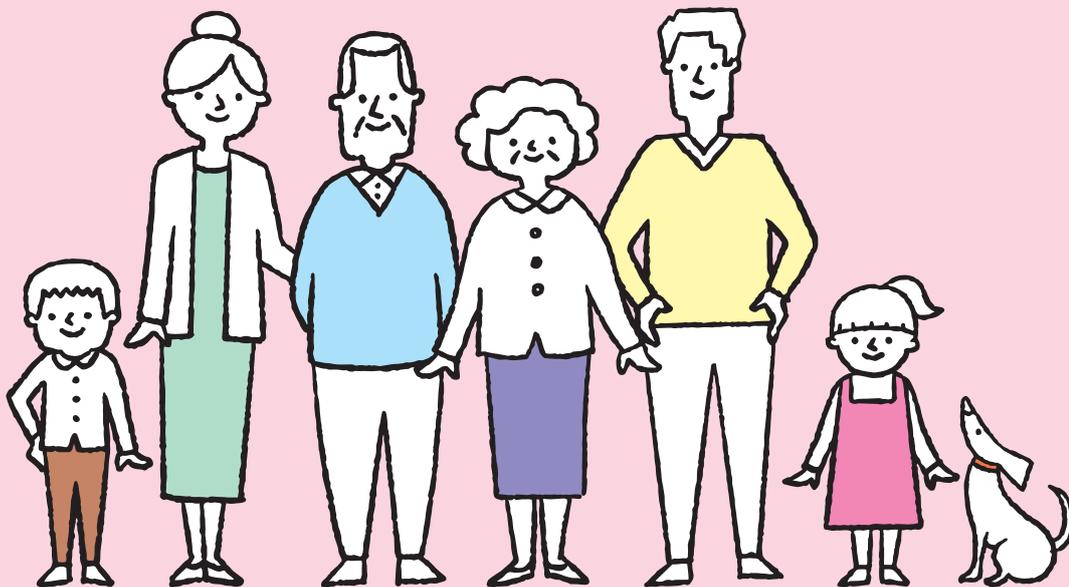


令和5年(2023年)版

# 介護保険 サービス利用ガイド

共に暮らし 共に支える 長寿たかしま



お問い合わせは

介護保険や高齢者の保健福祉に関する相談、お困りの事がありましたら、下記までお気軽にご相談ください。

地図	名称	所在地	電話番号
63	高島市役所 介護保険課 高齢者支援課	高島市新旭町北畑565	25-8029
			25-8150
64	新旭保健センター 健康推進課	高島市新旭町北畑574	25-8078
65	マキノ支所	高島市マキノ町沢1410	27-1121
51	今津支所	高島市今津町弘川204-1	22-2551
49	安曇川支所	高島市安曇川町田中89	32-1131
66	高島支所	高島市勝野215	36-1121
57	朽木支所	高島市朽木市場604	38-2331

高島市×株式会社サイネックス

高齢者の  
相談窓口 2

介護保険の  
しくみ 3

サービスなど  
の利用手順 5

申請から  
認定まで 6

認定について  
のQ&A 7

サービスの利用  
までの流れ 8

サービス支給  
限度額について 11

こんなサービス  
が利用できます 12

利用者負担  
の軽減制度 29

介護予防・生活  
支援サービス  
事業 32

地域支援  
事業 36

その他の在  
宅サービス 37

成年後見制度  
利用支援事業 39

医療機関 40

事業所など  
の地図 44



## ヘルプーステーション ひより 「訪問介護事業所」

ご  
案  
内

※「言葉のコミュニケーション」だけでなく、「心のコミュニケーション」を大切に、お客様が「笑顔」になるよう、支援に取り組んでおります。  
※高齢者や障がい者の方が、いつまでもわが家で元気に「自分らしく」生活できるよう、身体介護や生活援助をサポートいたします。

〒520-1501 高島市新旭町旭892-1 2F

TEL : 0740-20-2185 FAX : 0740-20-2188



## ケアプラン ひより 「居宅介護支援事業所」

ご  
案  
内

※「安心」「安全」に一日でも長く、「笑顔」で在宅生活を送っていただけるよう、取り組んでおります。  
※要介護認定の申請代行やケアプランの作成・見直しなど、ご本人やご家族の思い、心身の状態に合ったサービスを利用できるよう、サポートいたします。

〒520-1501 高島市新旭町旭1-7-1 山本ビル1F

TEL : 0740-20-8550 FAX : 0740-20-8551



## デイサービス ひより 「通所介護事業所」

ご  
案  
内

※お客様に「安心」「安全」なサービスを提供するとともに、「笑顔」で楽しんでいただくことを常に心がけております。  
※ご家族の精神的・身体的負担の軽減を目指し、個々に合わせた無理のないプログラムで、トレーニングやレクリエーション、食事、入浴などのサービスを提供いたします。

〒520-1501 高島市新旭町旭892-1 1F

TEL : 0740-20-1810 FAX : 0740-20-2188



## ナースステーション ひより 「訪問看護事業所」

ご  
案  
内

※高齢者・障がい者の方が、いつまでもわが家で、「安心」「安全」「笑顔」に生活出来るよう、お客様に寄り添います。  
※在宅での医療処置をはじめ、体調・症状コントロール、リハビリ、ターミナルケアなど、主治医・関係事業所と連携し、サポートいたします。

〒520-1501 高島市新旭町旭1-7-1 北棟1-A

TEL : 0740-33-7751 FAX : 0740-33-7753



## 新旭町の新たな住まい 遊庵 木造2階建て、全個室25室

////////// 遊庵の住宅へのこだわり //////////

01

癒しを感じる  
空間設計



02

なっとくの  
満足サービス



03

安心して  
過ごせる環境



関わる人に笑顔の花を咲かせる場所として、地域に根付き、人に寄り添う。『ひよりグループ』

無料見学や説明会のお申し込みは、

☎0740-20-9036

電話対応時間 8:00~17:00

※休日 年中無休 担当 | 源田



## デイサービス ひより 遊庵 「地域密着型通所介護事業所」

ご  
案  
内

※いつまでも「健康」で趣味や「生きがい」を続けていただけるよう、心身の機能向上・維持をサポートいたします。  
※在宅で生活される高齢者の方へ、個々に合わせたトレーニングやレクリエーション、お食事などを提供いたします。

〒520-1521 高島市新旭町北畑2-2-18 サービス付き高齢者住宅ひより遊庵 内

TEL:0740-20-9036 FAX:0740-20-9037

# INDEX

①高齢者の相談窓口 ..... 2 地域包括支援センターはこんなところですよ!!	⑨利用者負担の軽減制度 ..... 29
②介護保険のしくみ ..... 3	⑩介護予防・生活支援サービス事業(介護予防・日常生活支援総合事業) ..... 32
③サービスなどの利用手順 ..... 5	⑪地域支援事業 ..... 36
④申請から認定まで ..... 6	⑫その他の在宅サービス ..... 37
⑤認定についてのQ&A ..... 7	⑬成年後見制度利用支援事業 ..... 39
⑥サービスの利用までの流れ ..... 8	⑭医療機関 ..... 40
⑦サービス支給限度額について ..... 11	⑮事業所などの地図 ..... 44
⑧こんなサービスが利用できます ..... 12	
(1)地域密着型サービス ..... 12	
(2)在宅サービス ..... 16	
(3)施設サービス ..... 27	

## 介護保険サービス利用ガイド

令和5年4月発行

発行

高島市・株式会社サイネックス

広告販売

株式会社サイネックス 京都支店  
〒615-0022 京都府京都市右京区西院平町25  
TEL:075-315-0085  
※掲載している広告は、2023年3月現在の情報です。

制作

株式会社サイネックス  
〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15  
TEL:06-6766-3333(大代表)

UD  
FONT  
見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

広告

## 社会福祉法人 新旭みのり会

～ 地域に根ざした福祉サービスを～

### 施設事業所一覧

- 特別養護老人ホーム ニューサンライズ
- 特別養護老人ホーム あっとほーむ萩
- 通所介護事業所 レインボー
- グループホーム くつろぎ
- 居宅介護支援事業所 新旭介護サービスセンター
- サービス付き高齢者向け住宅 オアシス
- 訪問介護事業所 ハーブ

TEL 0740-25-8288

〒520-1511 滋賀県高島市新旭町藁園2603番地 <http://shinasahi-minorikai.or.jp>

# 高齢者の相談窓口

1

高齢者の相談窓口

## 地域包括支援センターはこんなところですよ！！

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、福祉・介護・保健等が一体となって高齢者の生活を支える相談機関です。

介護サービスをはじめ福祉サービス、権利擁護、高齢者虐待等の様々な相談を主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士等の専門職が連携してお受けします。また、必要に応じてご自宅を訪問させていただきます。

### 様々な相談窓口

- 介護に関する悩み以外にも、高齢者の健康や福祉、医療や生活に関することなどの相談をお受けします。

### 暮らしやすい地域のために

- 高齢者が暮らしやすい地域となるよう、民生委員などの地域の方々や、介護専門員・医療機関などの関係機関と連携します。

### 元気づくりを支援

- 介護保険で要支援と認定された方に、介護が必要な状態にならないよう介護予防支援計画の作成支援を行います。
- 介護予防教室などを開催し、いつまでも元気に生活できるよう、また、介護が必要になる恐れのある方が元気を取り戻せるように支援します。

### 権利を守ること

- 金銭管理の相談や悪質な訪問販売の相談、高齢者の権利や財産を守るために、成年後見制度や社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業があります。地域包括支援センターでは、制度の紹介や制度につなぐお手伝いをします。

### 高齢者虐待の防止

- 高齢者虐待の早期発見・把握に努め、関係機関と連絡を取りながら事実を確認します。また、関係機関と連携して、高齢者の保護や介護者の支援を行います。
- 高齢者虐待を防止するため、みんなが学べる機会をつくりまします。

### お気軽にお問合せください

#### ⑥3 地域包括支援センター

(担当地域: 朽木・安曇川・高島・新旭)

☎0740-25-8150 FAX0740-25-8054

住所: 高島市新旭町北畑565 (市役所内)

#### ⑩ あいりんつむぎ地域包括支援センター

(担当地域: マキノ・今津)

☎0740-22-2282 FAX0740-22-2271

住所: 高島市今津町南新保87-1 (今津病院別館内)

広告

## 雨とい・金属屋根・外壁工事・ステンレス加工

建築板金工事の事ならお任せください。

優勝

全国建築板金競技大会  
建築技術の部  
国土交通大臣賞  
受賞

滋賀県板金工業組合加盟店

# 桂田板金店

優勝

全国建築板金競技大会  
技能競技の部  
厚生労働大臣賞  
受賞

Tel 22-0706

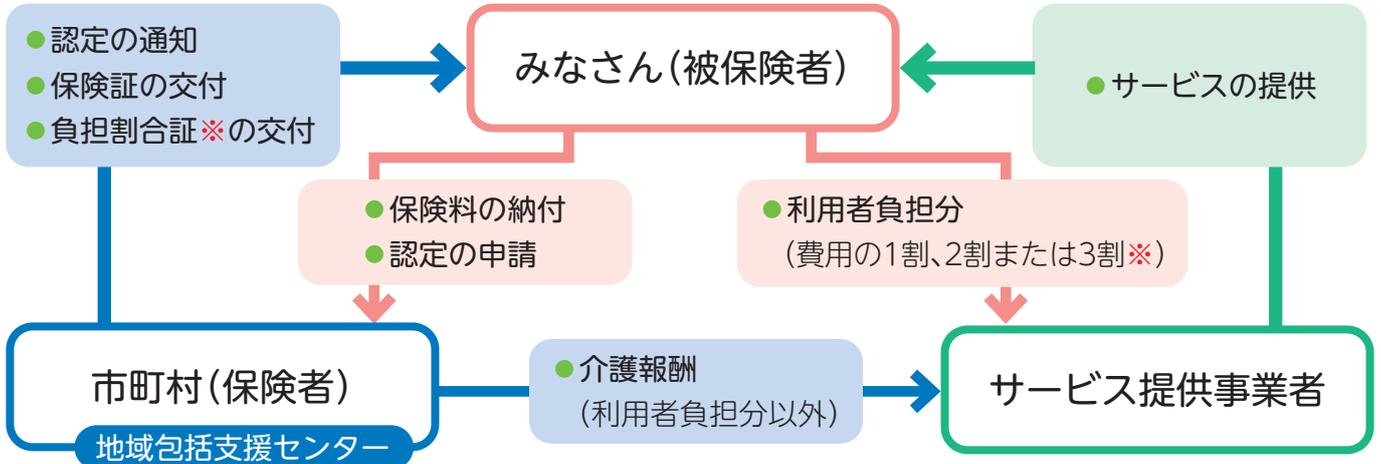
高島市今津町福岡174

Fax 22-3028

Katsurada-bankin.com

# 介護保険のしくみ

介護保険は、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、社会全体で支えていく制度です。40歳以上の方が加入者となって保険料を出し合い、介護が必要となったときに、費用の一部を負担してサービスを利用します。



※負担割合証(介護保険負担割合証)についてはP11参照

## 保険証が交付されます

保険証(介護保険被保険者証)は、65歳になると高島市から交付されます。要介護認定を受けると認定結果などの情報が記載されます。受け取られたら記載内容を確認し、大切に保管しましょう。

### 必要なたとき

- 要介護認定の申請、更新認定申請の時(P6)
  - ケアプランを作成するとき(P8)
  - サービスを利用するとき(P8)
  - ほかの市区町村へ転出するとき※
  - 市内で住所が変わったとき※
  - 氏名が変わったとき※
  - 被保険者が死亡したとき※
- ※印は14日以内に市区町村の窓口へ届け出てください(65歳以上の方)

**介護保険被保険者証**

- 番号を確認しましょう
- 住所、氏名、生年月日などに間違いがないか確認しましょう
- 有効期間は3~48か月
- 利用できるサービスの指定がある場合に記載します

**認定された要介護状態区分等**

- 市が認定等をした年月日
- 市が個別のサービスの上限を設定している場合に記載されます

**施設サービスを利用する場合に、介護保険施設等で名称や入退所等年月日が記載されます**

保険料の滞納などで給付に制限がある場合に記載されます

ケアプラン作成を依頼する居宅介護支援事業所名などが記載されます

## 介護保険の保険料

介護保険は、公費とみなさんが納める保険料がおもな財源となって運営されています。介護が必要になったとき、誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は忘れずに納めましょう。

### 65歳以上の方 (第1号被保険者)

第1号被保険者になるのは、65歳になる誕生日の前日からです。介護や支援が必要と認定された方がサービスを利用できます。

#### ●65歳以上の方の保険料

保険料は、サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、所得などに応じて段階的に決められます。

### 40歳～64歳の方 (第2号被保険者)

40歳から64歳までの方で、医療保険(国保や職場の健康保険など)に加入している方は、介護保険の第2号被保険者になり、加入している医療保険に介護保険料を納めます。※特定疾病(P6参照)によって要介護・要支援の認定を受けた人がサービスを利用できます。交通事故など特定疾病以外の原因で介護が必要になった場合はサービスの対象になりません。

#### ●40歳～64歳の方の保険料

加入している医療保険の算定方法によって決められ、医療保険の保険料と一括して納めます。

## 65歳以上の方の介護保険料【令和5(2023)年度】

所得段階	所得などの要件		保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護を受給している方		基準額×0.30	20,900円
	世帯全員が 市民税非課税  (世帯に市民税課税者がいる方)	高齢福祉年金を受給している方		
前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方				
第2段階		前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	基準額×0.50	34,800円
第3段階		前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方	基準額×0.70	48,800円
第4段階		前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.90	62,600円
		前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の方		
第5段階		前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の方	基準額	69,600円
第6段階		前年の合計所得金額が80万円未満の方	基準額×1.10	76,500円
第7段階		前年の合計所得金額が80万円以上120万円未満の方	基準額×1.20	83,500円
第8段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	90,400円
第9段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	104,400円
第10段階	前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	基準額×1.70	118,300円	
第11段階	前年の合計所得金額が500万円以上の方	基準額×1.90	132,200円	

# サービスなどの利用手順

3

サービスなどの利用手順

## 相談

介護保険課・高齢者支援課(高島市地域包括支援センター)・あいりんつむぎ地域包括支援センターおよび各支所の窓口で、目的や希望するサービスを相談します。

一般介護予防事業への参加を希望

介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望

要介護認定が必要なサービスを希望

### 基本チェックリスト

質問項目の内容から日常生活に必要な生活機能が低下していないか、また社会参加の有無等を確認し、事業対象者に該当するかどうかを判定します。

非該当

非該当

該当

要介護(要支援)認定の申請

要介護(要支援)認定  
認定調査～判定

※詳しくは6ページをご覧ください。

### 認定

介護予防・生活支援  
サービス事業対象者

要支援  
1・2の方

要介護  
1～5の方

介護予防・生活支援  
サービス事業

介護予防サービス

介護サービス

- 要支援1・2と認定された方は、「介護予防サービス」と「介護予防・生活支援サービス事業」の利用が可能です。
  - 介護予防・生活支援サービス事業対象者は「介護予防・生活支援サービス事業」のみを利用できます。
- ※詳しくは32ページ以降をご覧ください。

を利用できます。

※詳しくは8ページ以降をご覧ください。

一般介護予防事業(65歳以上の方が利用できます)

- 「介護予防・生活支援サービス事業」「一般介護予防事業」の詳細については、高齢者支援課までお問い合わせください。

# 申請から認定まで

## ①申請 介護が必要となったらまずは申請が必要です

サービスを利用するためには、申請をして介護または支援が必要な状態であると認定を受けなければなりません。

### ●介護保険の申請は・・・

- 65歳以上の方で、介護が必要なとき
- 40歳から64歳までの医療保険加入者で、特定疾病\*(16種類)により介護が必要なとき

### ●申請に必要なもの

- 65歳以上の方(第1号被保険者)  
↓  
介護保険被保険者証
- 40～64歳の方(第2号被保険者)  
↓  
加入している医療保険の被保険者証

### ●申請の窓口は・・・

介護保険課  
高齢者支援課(高島市地域包括支援センター)  
あいりんつむぎ地域包括支援センター  
各支所  
居宅介護支援事業所  
介護保険施設

## ②調査 心身の状態の調査を行い、審査・判定します。

### ●認定調査

認定調査員(市調査員・ケアマネジャー等)が心身の状態の調査に伺います。

主治医意見書

一次判定  
(コンピューター判定)

二次判定(介護認定審査会)



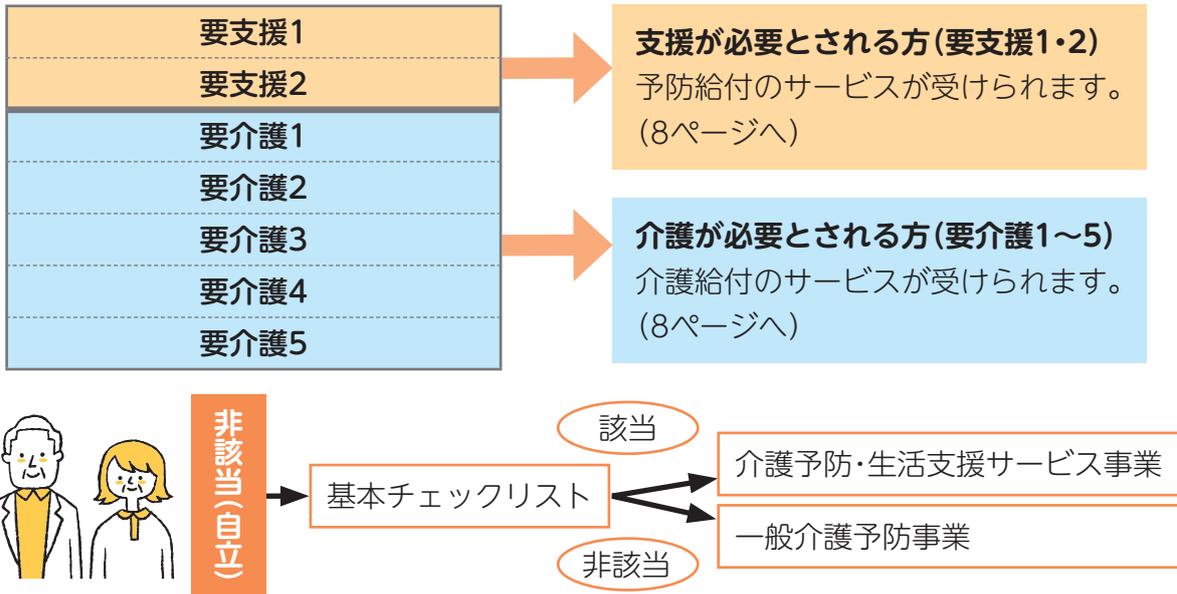
認定調査の結果と主治医の意見書をもとに、どのくらいの介護が必要かを保健、医療、福祉の専門家が審査します。

### ※特定疾病とは下記の16種類の病気です。

- |  |                              |
|--|------------------------------|
| ①がん(末期)                                | ⑧脊髄小脳変性症                     |
| ②関節リウマチ                                | ⑨脊柱管狭窄症                      |
| ③筋萎縮性側索硬化症(ALS)                        | ⑩早老症                         |
| ④後縦靭帯骨化症                               | ⑪多系統萎縮症                      |
| ⑤骨折を伴う骨粗しょう症                           | ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症    |
| ⑥初老期における認知症                            | ⑬脳血管疾患                       |
| ⑦進行性核上性麻痺、<br>大脳皮質基底核変性症<br>およびパーキンソン病 | ⑭閉塞性動脈硬化症                    |
|  | ⑮慢性閉塞性肺疾患                    |
|  | ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |

### ③認定結果をお知らせします。

(①申請～②調査、審査・判定までは、30日程度です。)



## 認定についてのQ&A

### 病気が重くなると要介護の区分は高くなりますか？

医療における病気の重症度と介護保険の要介護度は必ずしも一致するものではありません。介護保険の要介護認定は、「どれくらいの介護の手間が必要か」を決めるものです。

### 高島市に転入してきたのですが、再度認定を受ける必要がありますか？

高島市に転入される直前の市区町村において、「要介護・要支援認定」を受けていた方が高島市に転入される場合、引き続き「要介護・要支援認定」を受けるためには、転入日から14日以内に、高島市に認定申請を行う必要があります。

### 認定の有効期間はありますか？

認定の有効期間は、原則として新規申請の場合は6か月、更新申請の場合は12か月です。ただし、その方の状態に応じて短縮・延長します。

有効期間終了後も、引き続き介護サービスを利用する場合は、有効期間満了日の60日前から有効期間が終了するまでに更新申請をすることが必要です。有効期間が終了したまま、介護保険のサービスを利用すると、保険が使えず全額自己負担になってしまいます。

※その方の心身の状況などに明らかな変化があった場合、認定有効期間内であっても、状態区分変更申請ができます。

# サービスの利用までの流れ

## ①ケアプランを作成します

### 介護予防ケアマネジメント

要支援1・2  
予防給付の対象者

地域包括支援センター

ケアマネジャー・保健師等によるアセスメント

利用者本人・家族との話し合いにより、利用者の心身の状態や環境、生活歴などを把握し、課題を分析します。

サービス担当者との話し合い

目標を設定して、それを達成するための支援メニューを、利用者・家族とサービス担当者が話し合い、検討します。

介護予防サービス計画の作成

目標を達成するためのサービスの種類や回数を決定します。



6

サービスの利用までの流れ

要介護1〜5  
介護給付の対象者

居宅介護支援事業所

ケアマネジャーによるアセスメント

利用者本人・家族との話し合いにより、利用者の心身の状態や環境、生活歴などを把握し、課題を分析します。

サービス担当者との話し合い

本人の力を引き出せるようなサービスを、利用者・家族とサービス担当者が話し合います。

介護サービス計画の作成

目標を達成するためのサービスの種類や回数を決定します。

### ケアマネジメント

## 「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれるサービスの窓口役です。

利用者がケアマネジャーを選ぶことができますし、変えることもできます。その場合は地域包括支援センターに相談しましょう。

広告



社会福祉法人 初穂会

朽木小規模特別養護老人ホーム やまゆりの里

入所定員:30名 ショートステイ:6名  
デイサービス:18名 居宅介護支援

地域密着型小規模特別養護老人ホーム やまゆりの里

入所定員:20名 ショートステイ:2名

〒520-1401 高島市朽木市場656番地 TEL:0740-38-8030

## ② サービスの利用

介護保険の  
介護予防サービスを利用



介護保険の  
介護サービスを利用



## ③ 評価・見直し

一定期間ごとに介護予防の効果を評価して介護予防サービス計画を見直します。



一定期間ごとに要介護認定を更新し、評価や再アセスメントをして、介護サービス計画を見直します。

### ●ポイント

※介護サービス・介護予防サービスとも、利用者に合わせた計画にもとづきサービスを利用します。

※ケアマネジャーが、中心となってサービス計画を作成します。

### 【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直しなど

### ● 居宅介護支援事業所(要介護1～5の方)

介護支援専門員(ケアマネジャー)が要介護認定等の申請の代行やケアプランの作成、サービス事業者との連絡・調整などを行います。ケアプランの作成には、利用者負担はありません。

広告

# おうみの里 マキノデイサービスセンター

住み慣れた地域で  
笑顔で暮らしていただくために

転倒予防

介護予防

自立支援





高島市マキノ町西浜748の2

☎0740-20-2177

株式会社 リハビリライフ

## ● 居宅介護支援事業所

介護支援専門員(ケアマネジャー)が常駐しており、要介護認定者が自宅で自立した生活を送るために、居宅サービス計画書(ケアプラン)の作成や、介護保険サービスなどを提供する事業所との連絡や調整を行う事業所です。

地図	居宅介護支援事業所	実施区域	所在地	電話番号
③	じゃがいもの家	マキノ・今津の一部	マキノ町浦345	28-8068
⑦	高島市社会福祉協議会 きらり今津北	マキノ・今津・新旭の一部	今津町桂830-1	22-8211
⑩	あいりん 居宅介護支援事業所	高島市内全域	今津町南新保87-1	22-2234
⑫	こころいちばん 居宅介護支援センター	高島市内全域	今津町住吉2-11-2	22-5572
⑱	ケアプランセンター 井口	マキノ・今津・新旭・安曇川	今津町弘川1533-1	22-1194
⑳	ケアプランさくら	新旭・安曇川・今津	新旭町旭605-1	25-0688
㉑	新旭介護サービスセンター	今津・安曇川・高島・新旭	新旭町藁園2603	25-8310
㉒	ケアプラン元気な仲間	高島市内全域	新旭町針江291	25-5301
㉓	ケアプランひより	新旭	新旭町旭1-7-1	20-8550
㉔	ケアプランセンター 桜美林シューレ高島	高島市内全域	新旭町北畑525-2	28-7666
㉕	朽木居宅介護支援事業所	朽木	朽木市場656	38-8040
㉖	ふじの里 ケアプランセンター	今津・安曇川・高島・新旭	安曇川町下小川3220-1	32-4019
㉗	あずみの郷 居宅介護支援事業所	安曇川	安曇川町田中3741-1	32-8391
㉘	ケアプランセンター てのひらいっぱい	安曇川	安曇川町西万木213	28-7718
㉙	高島市社会福祉協議会 きらり高島	安曇川・高島・朽木・新旭の一部	勝野680	36-1998

※要支援認定者は地域包括支援センター(P2)または小規模多機能型居宅介護(P12)にお問い合わせください。



# サービス支給限度額について

## ▶在宅でのサービスの支給限度額<1か月>

※1割負担の場合

要介護度	支給限度額	利用者負担額のめやす 限度額まで利用の場合
要支援1	50,320円	5,032円
要支援2	105,310円	10,531円
要介護1	167,650円	16,765円
要介護2	197,050円	19,705円
要介護3	270,480円	27,048円
要介護4	309,380円	30,938円
要介護5	362,170円	36,217円

### 在宅サービス支給限度額

認定された要介護度に応じて1か月に在宅で利用できるサービスの限度額が決まっています。

例えば…

要介護3の1割負担の方が、1か月に支給限度額をいっぱいまで利用した場合、27,048円(1割)が負担のめやすとなります。

### ○ サービス利用の費用は…

#### ● 要介護1～5、要支援1・2の方の利用者負担額は費用の1～3割です。

作成したケアプランにもとづき、サービスを利用します。利用者は、サービスにかかった費用(※)のうち、1～3割を自己負担します。(食事・滞在費等は別途負担することになります。)

要介護度の区分に応じた支給限度額を超えて利用する場合は、全額自己負担となります。

※利用したサービスの単位数に、1単位あたりの金額(単価)を乗じて計算します。

高島市(7級地)の単価は、10円、10.14円、10.17円、10.21円のいずれかです。

#### ● 65歳以上(第1号被保険者)で一定所得以上の方は介護保険サービスを利用するときの自己負担額が2割または3割になります。

##### 負担割合証

要介護認定等を受けた方には、利用者の負担割合を示す「介護保険負担割合証」が発行されます。

介護サービスを利用するときは、被保険者証と負担割合証が必要になりますので、介護サービス事業所に提示してください。

利用者負担割合(㉑…単身世帯 ㉒…65歳以上の方が複数いる世帯)				
要介護・要支援の認定を受けている方 および事業対象者で 65歳以上の方 (第1号被保険者)	本人の合計所得金額が160万円未満			
	本人の合計所得金額が 160万円以上 220万円未満	同一世帯の第1号被保険者の 年金収入+その他の合計所得 金額が	㉑280万円未満 ㉒346万円未満	1割負担
		上記以外の方(一定以上の所得者)		
	本人の合計所得金額が 220万円以上	同一世帯の第1号被保険者の 年金収入+その他の合計所得 金額が	㉑340万円未満 ㉒463万円未満	2割負担 (※)
			㉑340万円以上 ㉒463万円以上	

※このうち同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が単身で280万円未満、2人以上で346万円未満の場合は1割負担となります。

※要介護・要支援の認定を受けている65歳未満の方(第2号被保険者)は一律1割負担です。

※合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除等を控除した後の金額で、基礎控除、扶養控除や医療費控除等の控除額を差し引く前の所得金額です。

※前年の所得をもとに判定します。

※利用者の負担額には、月額の上限額(高額介護サービス費30ページ参照)があります。

# こんなサービスが利用できます

## (1) 地域密着型サービス

高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるように、身近な場所にある介護(介護予防)サービスです。原則、高島市の方の利用となります。

◎地域密着型介護老人福祉施設は、28ページをご覧ください。

### 小規模多機能型居宅介護 [介護予防小規模多機能型居宅介護]

通いを中心に利用者の選択に応じて訪問のサービスや泊まりを組み合わせた介護サービスが受けられます。

※食費・宿泊費は、別途負担になります。

### 利用者負担のめやす

※1割負担の場合

要介護度	利用料金(1か月につき)
要支援1	3,497円
要支援2	7,067円
要介護1	10,601円
要介護2	15,579円
要介護3	22,662円
要介護4	25,011円
要介護5	27,578円

地図	事業所名	実施区域	所在地	電話番号
②	小規模多機能型居宅介護事業所 はぴねすマキノ	高島市内 全域	マキノ町新保1097	27-0230
⑤	小規模多機能型居宅介護事業所 さわの風		マキノ町沢1791-1	27-8020
⑧	えがお屋本舗上弘部店		今津町上弘部438-2	28-7525
⑰	小規模多機能型居宅介護事業所 陽だまり		今津町南新保1-18	22-2321
⑳	小規模多機能型居宅介護 メディケアさくら		新旭町旭605-1	25-2525
㉑	小規模多機能居宅介護 元気な仲間		新旭町安井川148-4	25-5703
④⑦	えがお屋本舗下古賀店		安曇川町下古賀1255	20-1352
⑤②	えがお屋本舗宿鴨店		鴨2212	20-1112
⑤⑨	二チイケアセンター高島		勝野1725	36-8711
⑥②	萩の浜荘 小規模多機能型介護事業所		勝野1-79	28-7010

※メディケアさくらは、要支援認定者は利用できません。

広告

## 生活や介護で困ったことがあればご相談ください

### ■介護事業等

- ケアプラン元気な仲間(ケアマネージャー)
- ヘルパーステーション元気な仲間(ホームヘルパー)
- デイサービスより愛(デイサービス)
- 福祉有償運送(送迎サービス)

- 小規模多機能型居宅介護元気な仲間(通い・泊まり・訪問を組み合わせた介護サービス)

### ■有償ボランティア(助けて欲しい人と手伝える人を結びます)

- たすけあい高島・高島市ファミリーサポートセンター
- 総合事業訪問型サービス たすけあい高島 あかり

### ■元気な仲間 日中一時支援

### ■学童保育所 新旭学童保育所トライアングル

### ■高島市働く女性の家(指定管理) ゆめばれっと高島

高島市新旭町針江291  
☎0740(25)8360

高島市新旭町安井川148-4  
☎0740(25)5703

高島市新旭町旭1-8-5エスパ内  
☎0740(33)7805

高島市新旭町北畑581  
☎0740(20)1313

高島市新旭町旭734-2  
☎080-2483-1153

高島市今津町今津1640  
☎0740(22)5775



ふれあいや支え合いのあるあたたかい地域づくり  
特定非営利活動法人 元気な仲間  
<ホームページ> <http://www.npo-genki.com>

- 安井川 ☎0740(25)5703
- 針江 ☎0740(25)8360

## 認知症対応型通所介護 [介護予防認知症対応型通所介護]

認知症高齢者を対象に専門的なケアを提供します。

※食費は、別途負担になります。

### 利用者負担のめやす

※1割負担の場合(単独型)

この他に各種の加算があります。

内容	要介護度	利用料金(1日につき)
7時間以上 8時間未満	要支援1	874円
	要支援2	976円
	要介護1	1,009円
	要介護2	1,119円
	要介護3	1,229円
	要介護4	1,339円
	要介護5	1,449円

地図	事業所名	実施区域	所在地	電話番号
①	高島市社会福祉協議会きらりマキノ	マキノ・今津	マキノ町新保1095	27-1778
⑱	デイサービスセンター いまづ	マキノ・今津・新旭・安曇川	今津町弘川1533-1	22-1194
⑥〇	あっとほーむ菟	高島市内全域	勝野1-2	36-0122



## わたしの覚え書きリスト

### ◆介護保険情報

●介護認定について:要介護( )、要支援( )、事業対象者( )

●担当ケアマネジャー

名前	事業所名	TEL

●利用している介護保険サービス事業所

名称	住所	TEL・FAX

### ◆かかりつけ病院

名前	医師名	住所	TEL

### ◆かかりつけ薬局

名前	住所	TEL

## 認知症対応型共同生活介護 [介護予防認知症対応型共同生活介護]

認知症の高齢者がスタッフの支援を受けながら共同生活を送るためのグループホームです。

※居住費(家賃)、食費は自己負担です。

### 利用者負担のめやす

※1割負担の場合 この他に各種の加算があります。

要介護度	利用料金(1日につき)
要支援1	利用できません。
要支援2	771円
要介護1	775円
要介護2	812円
要介護3	835円
要介護4	852円
要介護5	870円

地図	事業所名	実施区域	所在地	電話番号
①	グループホームはあとふるマキノ	高島市内全域	マキノ町新保1095	27-1823
⑭	グループホームねねの家		今津町名小路1-3-1	22-1665
⑮	グループホームねねの家 2号館		今津町名小路1-5-2	22-1665
⑯	グループホームねねの家 3号館		今津町桜町1-6-3	22-1665
⑳	グループホーム Beスマイル新旭		新旭町安井川1-12-1	20-1270
㉓	グループホームくつろぎ		新旭町北畑183-1	25-5260
㉗	グループホームはあとふる朽木		朽木市場593-1	38-8000
㉙	グループホーム Beスマイルあど川		安曇川町田中302	32-0587
㉚	グループホーム 沖の白石		安曇川町北船木1729-1	34-0880
㉝	ニチイケアセンター高島		勝野1725	36-8701

広告



特定非営利活動法人  
びわの音・西近江

- グループホーム -

ねねの家

認知症の症状のある方が少人数でともに暮らす生活の場  
入居のご相談や介護で困ったことがあればご相談ください!



- < 本館 > 定員9名
- 高島市今津町名小路1-3-1 2階
- < 2号館 > 定員9名
- 高島市今津町名小路1-5-2
- < 3号館 > 定員9名
- 高島市今津町桜町1-6-3

コミュニティスペース  
FLAT

0歳~100歳が対象のコミュニティスペース  
年間100ヵ所出張型の運動あそびを展開中!



活動日や活動の  
様子はこちらから



■ 高島市今津町名小路1-3-1 2階

〒520-1631 高島市今津町名小路1-3-1

TEL:0740-22-1665 FAX:0740-22-0006



詳しい情報は  
こちらから

## 地域密着型通所介護

利用者定員が18人以下の小規模なデイサービスです。入浴や食事などの介護支援や機能訓練、レクリエーションを楽しむ時間などを提供します。

※要支援の方の通所介護(デイサービス)は介護予防・日常生活支援総合事業(P34)になります。

※食費は、自己負担です。

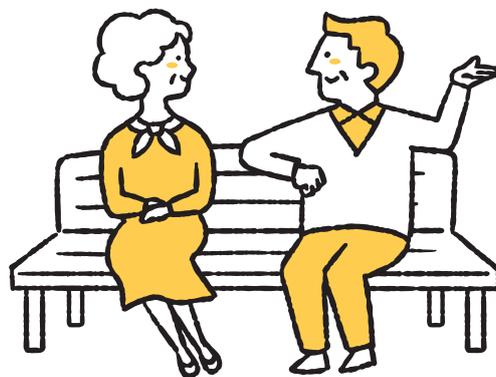
※時間数によって利用料は異なります。

## 利用者負担のめやす

※1割負担の場合 この他に各種の加算があります。

内容	要介護度	利用料金(1日につき)	
要介護	7時間以上 8時間未満	要介護1	761円
		要介護2	900円
		要介護3	1,043円
		要介護4	1,185円
		要介護5	1,327円

地図	事業所名	実施区域	所在地	電話番号
③	デイサービスセンター じゃがいもの家	マキノ・今津の一部	マキノ町浦345	28-8068
⑥	おうみの里マキノ デイサービスセンター	高島市内全域	マキノ町西浜748-2	20-2177
⑱	いく歩デイサービス近江今津	マキノ・今津・安曇川・新旭 高島の一部	今津町弘川1520-3	24-7070
⑳	デイサービスさくら	今津・安曇川・新旭	新旭町藁園1326-2	25-8261
㉒	デイサービスより愛	高島市内全域	新旭町針江291	25-5301
㉔	デイサービスひより遊庵	高島市内全域	新旭町北畑2-2-18	20-9036
㉖	朽木デイサービスセンター	朽木	朽木市場656	38-8040
㉘	リハビリデイサービスひまわり	安曇川・新旭・高島・朽木・今津	安曇川町田中299	20-4252
㉚	リハビリデイサービスほたる	安曇川・高島・新旭	鴨川平3-4-9	20-4052
㉜	機能訓練デイサービス ウォーク	高島・安曇川・新旭・今津・朽木	勝野2245-9	36-8103



## (2) 在宅サービス

在宅サービスには、居宅で受ける訪問のサービスと事業所で受ける通所のサービスがあります。心身の状態に合わせて、組み合わせて利用することができます。

### ▶①訪問を受けて利用する

#### 居宅療養管理指導 [介護予防居宅療養管理指導]

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

#### 利用者負担のめやす

※1割負担の場合 この他に各種の加算があります。

	利用料金(1回につき)	
医師	514円	月2回まで
歯科医院	516円	
薬剤師(病院)	565円	月4回まで
薬剤師(薬局)	517円	
管理栄養士	544円	月2回まで
歯科衛生士	361円	月4回まで

#### 訪問入浴介護 [介護予防訪問入浴介護]

介護職員と看護師が居宅を訪問し、浴槽を提供した入浴介護のサービスです。

要支援の方は、居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由から施設の浴室の利用が困難な場合などに限定されます。

#### 利用者負担のめやす

※1割負担の場合 この他に各種の加算があります。

	利用料金(1回につき)
要支援	870円
要介護	1,287円

地図	事業所名	実施区域	所在地	電話番号
⑳	アサヒサンクリーン在宅介護センター高島	高島市内全域	今津町今津2447-9	22-5321

#### 訪問リハビリテーション [介護予防訪問リハビリテーション]

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士などの訪問により短期集中的なリハビリテーションが受けられます。

#### 利用者負担のめやす

※1割負担の場合 この他に各種の加算があります。

	利用料金(1回につき)
要支援	313円
要介護	

地図	事業所名	実施区域	所在地	電話番号
㉒	医療法人 マキノ病院	マキノ・今津・新旭・安曇川・高島	マキノ町新保1097	27-0099
⑩	一般財団法人 近江愛隣園今津病院	高島市内全域	今津町南新保87-1	22-2238
㉓	訪問リハビリテーション グリーンテラス	安曇川・新旭・今津の一部・高島の一部	新旭町旭696	090-3881-5090
⑤③	高島市民病院	高島市内全域	勝野1667	36-0220

## 訪問看護

### [介護予防訪問看護]

疾患などにより外出が困難な人に、看護師や理学療法士等が居宅を訪問して主治医の指示により、療養生活を支援します。

### 利用者負担のめやす

※1割負担の場合 この他に各種の加算があります。

	看護師の場合	利用料金(1日につき)	
		訪問看護ステーション	病院・診療所
要支援	20分未満	309円	261円
	30分未満	460円	389円
	1時間未満	809円	564円
	1時間30分未満	1,110円	829円
要介護	20分未満	320円	271円
	30分未満	480円	407円
	1時間未満	839円	585円
	1時間30分未満	1,149円	860円

地図	事業所名	実施区域	所在地	電話番号
②	医療法人 マキノ病院 訪問看護ステーション	高島市内全域	マキノ町新保1097	27-8081
⑩	あいりん訪問看護ステーション		今津町南新保87-1	22-1263
③④	ナースステーションひより		新旭町旭1-7-1	33-7751
③⑨	Nアートくつき訪問看護ステーション		朽木宮前坊476	38-2022
⑥⑧	リハビリ訪問看護ステーションWalk		安曇川町西万木189-3	33-7278
⑤⑥	夢の木 訪問看護ステーション		勝野1638	36-1123
⑦⑤	高島市訪問看護ステーション		勝野680	36-8111

広告

## リハビリ訪問看護ステーション Walk

ひとりじゃない!おうち生活の強力なサポーター

看護師による365日24時間緊急対応+訪問リハビリも対応可能です!  
一緒に働く看護師・リハビリスタッフ随時募集中!

訪問看護 訪問リハビリ どうぞお気軽にご相談下さい!

**0740-33-7278**

高島市安曇川町西万木189-3 花寿文化教室1F

詳細はこちら



Instagramはこちら



Facebookはこちら



## 訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助などを行います。

通院などを目的とした乗降介助も利用できます。

※要支援の方の訪問介護(ホームヘルプ)は介護予防・日常生活支援総合事業(P32)になります。

## 利用者負担のめやす

※1割負担の場合 この他に各種の加算があります。

【要介護】	利用料金(1回につき)	
身体介護	20分未満	171円
	20分以上30分未満	256円
	30分以上1時間未満	405円
	1時間以上1時間30分未満	592円
	以後30分を増すごとに	86円
生活援助	20分以上45分未満	187円
	45分以上	230円
通院等乗降介助	1回につき	101円

地図	事業所名	実施区域	所在地	電話番号
③	ヘルパーステーションじゃがいもの家	マキノ・今津の一部	マキノ町浦345	28-8068
④	社会福祉法人 たかしま会訪問介護事業所	マキノ・今津・新旭	マキノ町西浜1415	28-8008
⑦	高島市社会福祉協議会きらり今津北	高島市内全域	今津町桂830-1	22-8211
⑫	こころいちばんホームヘルプサービス	高島市内全域	今津町住吉2-11-2	22-5561
⑳	わになろう	高島市内全域	新旭町藁園2607	25-8276
㉘	ヘルパーステーション元気な仲間	高島市内全域	新旭町針江291	25-8360
㉛	ヘルパーステーションひより	高島市内全域(一部除く)	新旭町旭892-1	20-2185
㉞	訪問介護事業所ハーブ	新旭・安曇川・今津	新旭町旭462	25-8155
㉟	ヘルパーステーションリーチたかしま	高島市内全域	新旭町新庄489-14	25-5582
㊳	在宅介護ファミリーケア堅田センター	高島市内全域	安曇川町西万木189-3	32-6810
㊵	高島市社会福祉協議会きらり高島	高島市内全域	勝野680	36-8222

広 告



社会福祉法人

高島市社会福祉協議会

TAKASHIMA CITY COUNCIL OF SOCIAL WELFARE



詳しくは  
ホームページを  
ご覧ください



takashima-shakyo.or.jp



〒520-1822  
マキノ町新保1095番地  
在宅介護サービスセンター  
「はあとふるマキノ」内

### ■きらりマキノ

↳ 通所介護 TEL:27-1700

### ■グループホームはあとふるマキノ

↳ 認知症対応型共同生活介護 TEL:27-1823

〒520-1602  
今津町桂830番地1

### ■きらり今津北

↳ 居宅介護支援 ↳ 通所介護 ↳ 訪問介護 TEL:22-8211

〒520-1613  
今津町上弘部438番地2

### ■きらり今津

↳ 通所介護 TEL:22-8179

### ■えがお屋本舗上弘部店

↳ 小規模多機能型居宅介護 TEL:28-7525

〒520-1217  
安曇川町田中555番地  
安曇川デイサービスセンター内

### ■きらり安曇川

↳ 通所介護 TEL:32-2133

〒520-1202  
安曇川町下古賀1255番地

### ■えがお屋本舗下古賀店

↳ 小規模多機能型居宅介護 TEL:20-1352

〒520-1401  
朽木市場593番地1

### ■グループホームはあとふる朽木

↳ 認知症対応型共同生活介護 TEL:38-8000

〒520-1121  
勝野680番地  
高島総合健康福祉センター内

### ■きらり高島

↳ 訪問介護 TEL:36-8222

### ■えがお屋本舗宿鴨店

↳ 小規模多機能型居宅介護 TEL:20-1112

## ▶訪問介護サービスができること・できないこと

介護保険で利用できる居宅サービスの中で、市民の方から特に問合せが多い、訪問介護サービスにおける、ホームヘルパーが「できること」「できないこと」は、次のとおりです。

### ◎できること

#### ●身体介護

本人が食事・入浴・排せつなどの生活動作ができず介助を必要とする場合に、ケアマネジャーが作成するケアプランに位置付けることにより利用できます。

- 食事介助 ○入浴介助 ○排せつ介助 ○服薬介助(確認・見守り) ○起床、就寝介助
- 通院等外出介助 など

#### ●生活援助

本人が単身の場合や同居の家族が障がいや疾病等のため、家事を行うことが困難な場合にケアマネジャーが作成するケアプランに位置付けることにより利用できます。

- 居室の掃除 ○衣類の洗濯 ○一般的な食事の準備や調理 ○生活必需品の買物代行
- 薬の受け取り ○衣類の整理 ○ベッドメイク など

### ×できないこと

#### ●身体介護

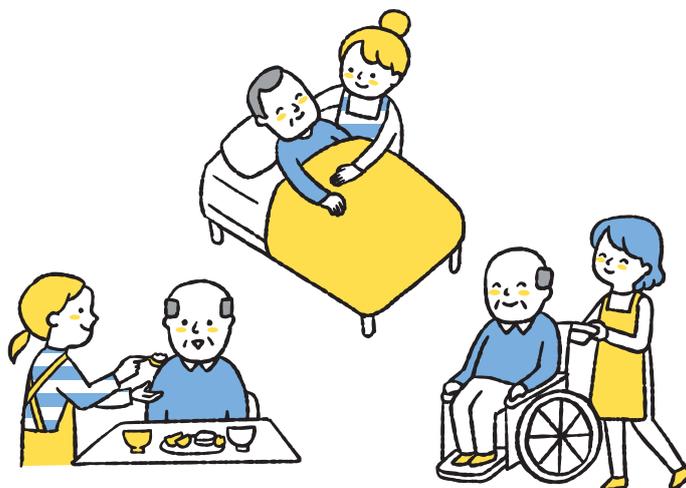
本人の日常生活範囲を超えること、趣味嗜好に関すること、医療行為に関すること等についてはできません。

- ×旅行の付き添い ×散髪 ×カラオケへの付き添い ×医学的な判断が必要な傷の処置 など

#### ●生活援助

本人以外の家族のための家事や日常的な家事の範囲を超えること、金銭や貴重品の取り扱い等については依頼されてもできません。また、本人が不在の時の家事を依頼されてもできません。

- ×自家用車の洗車 ×庭の花木の手入れ ×ペットの世話 ×家具等の移動



▶ ②施設に通って利用する

**通所介護(デイサービス)**

通所介護施設で、食事、入浴などの介護サービスが受けられます。

※要支援の方の通所介護(デイサービス)は介護予防・日常生活支援総合事業(P34)になります。



**利用者負担のめやす**

※1割負担の場合 この他に各種の加算があります。

内容	要介護度	利用料金(1日につき)
要介護 7時間以上 8時間未満	要介護1	665円
	要介護2	784円
	要介護3	909円
	要介護4	1,033円
	要介護5	1,158円

※食費は自己負担です。

※時間数によって利用料は異なります。

地図	事業所名	実施区域	所在地	電話番号
①	高島市社会福祉協議会きらりマキノ	高島市内全域	マキノ町新保1095	27-1778
⑦	高島市社会福祉協議会きらり今津北	高島市内全域	今津町桂830-1	22-8211
⑧	高島市社会福祉協議会きらり今津	高島市内全域	今津町上弘部438-2	22-8179
②6	通所介護事業所 レインボー	高島市内全域	新旭町藁園2603	25-8288
③3	デイサービスひより	新旭・安曇川・高島の一部	新旭町旭892-1	20-1810
⑦4	ブルーミングケア新旭	高島市内全域	新旭町旭1082	33-7178
④0	高島市社会福祉協議会きらり安曇川	高島市内全域	安曇川町田中555	32-2133
④1	ふじの里デイサービスセンター	安曇川・高島・新旭	安曇川町下小川3220-1	32-4140
④4	あずみの郷通所介護事業所	高島市内全域	安曇川町田中3741-1	32-8391
⑦2	デイサービスてのひらいっぱい	高島市内全域	安曇川町西万木213	28-7718
⑤4	高島市社会福祉協議会きらり高島	高島市内全域	勝野680	36-8222

広 告

**ご本人のやりたいこと、できることをいつまでも...**  
 ~ 人生の花はいつでも咲ける。まだまだ咲ける。~

**24時間365日夜間対応デイサービス**

- 新旭駅から徒歩6分
- 高島市役所から車で3分
- 駐車場有り

**ブルーミングケア新旭**

〒520-1501 高島市新旭町旭1082番地 TEL 0740-33-7178 FAX 0740-33-7179

8  
 こんなサービスが利用できます

## 通所リハビリテーション(デイケア) [介護予防通所リハビリテーション]

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションが受けられます。

要支援の方には、その方の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を提供します。



### 利用者負担のめやす

※1割負担の場合 この他に各種の加算があります。

内容	要介護度	利用料金	
共通サービス ※送迎、入浴を含む		1か月につき	
	要支援1	2,088円	
	要支援2	4,067円	
	選択サービス	運動器機能向上	229円
		栄養改善	204円
		口腔機能向上	153円
2種類の選択サービス		489円	
3種類の選択サービス	712円		
7時間以上 8時間未満 (通常規模型)		1回につき	
	要介護1	770円	
	要介護2	943円	
	要介護3	1,057円	
	要介護4	1,228円	
	要介護5	1,393円	

地図	事業所名	実施区域	所在地	電話番号
②	デイケアマキノ	マキノ・今津	マキノ町新保1097	27-0099
⑩	今津病院 通所リハビリテーション	今津・安曇川・新旭	今津町南新保87-1	22-2238
②②	デイケアさくら	今津・安曇川・新旭	新旭町太田888-1	28-7566
⑤⑤	介護老人保健施設 陽光の里	高島市内全域	勝野1667-14	36-1220

広告

## 医療法人 かおり会

内科・小児科・皮膚科・外科  
リハビリテーション科

# 本多医院

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
午前 8:30~12:00	○	○	○	○	○	○	×
午後16:00~19:00	○	○	○	×	○	×	×

休診日:木曜午後、土曜午後、日曜・祝日

本院 ☎ **0740-25-4123**  
高島市新旭町旭1069-2

薬園本多医院 ☎ **0740-25-6591**  
高島市新旭町太田888-1

## 介護事業部 さくら



ケアプラン さくら Tel 0740-25-0688

高島市新旭町旭605-1(メディケアさくら2階)

メディケア さくら Tel 0740-25-2525

高島市新旭町旭605-1



デイサービス さくら

Tel 0740-25-8261(代表:25-6591)

高島市新旭町薬園1326-2

デイケア さくら

Tel 0740-28-7566(代表:25-6591)

高島市新旭町太田888-1(薬園本多医院内)



▶ ③ 短期間施設に泊まって利用する

**短期入所生活介護(ショートステイ)**  
[介護予防短期入所生活介護]

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に短期的に入所して食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。



**利用者負担のめやす**

※1割負担の場合 1日につき

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室
要支援1	454円	454円	532円
要支援2	565円	565円	660円
要介護1	607円	607円	708円
要介護2	677円	677円	777円
要介護3	750円	750円	853円
要介護4	820円	820円	924円
要介護5	889円	889円	993円

※この他に各種の加算があります。

※滞在費、食費が自己負担となります。

地図	事業所名	実施区域	所在地	電話番号
⑤	ショートステイ さわのかぜ	高島市内全域	マキノ町沢1791-1	27-8020
⑪	ショートステイせいふうそう		今津町南新保87-15	22-4649
⑳	ニューサンライズ		新旭町藁園2603	25-8288
㉚	桜美林シュール高島		新旭町北畑525-2	28-7666
㉜	朽木小規模特別養護老人ホーム やまゆりの里ショートステイ		朽木市場656	38-8030
㉞	特別養護老人ホームふじの里 ショートステイ		安曇川町下小川3220-1	32-4165
㉠	短期入所施設あつとほ一む萩		勝野1-2	36-0122

※桜美林シュール高島は、要支援認定者は利用できません。



## 短期入所療養介護(ショートステイ) [介護予防短期入所療養介護]

医学的管理が必要な方が対象で、介護老人保健施設に短期的に入所して日常生活などの支援が受けられます。



### 利用者負担のめやす

※1割負担の場合 1日につき

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室
要支援1	585円	619円	630円
要支援2	731円	779円	793円
要介護1	763円	839円	845円
要介護2	811円	889円	892円
要介護3	873円	953円	957円
要介護4	927円	1,005円	1,011円
要介護5	980円	1,060円	1,064円

※この他に各種の加算があります。

※滞在費、食費が自己負担となります。

地図	事業所名	実施区域	所在地	電話番号
27	介護老人保健施設 グリーンテラス	高島市内全域	新旭町旭696	25-5090
55	介護老人保健施設 陽光の里		勝野1667-14	36-1220

## 特定施設入居者生活介護 [介護予防特定施設入居者生活介護]

老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の訓練や指導をします。

※この他に身体介護や生活援助の利用時間数に応じて一部負担が必要です。

※介護サービスの限度額が、別途、定められています。

### 利用者負担のめやす

※1割負担の場合 1日につき

区分	外部サービス利用型利用料金	
要支援	基本部分	57円
要介護	基本部分	85円

※この他に各種の加算があります。

地図	事業所名	実施区域	所在地	電話番号
4	社会福祉法人たかしま会 特定施設入居者生活介護事業所	施設内	マキノ町西浜1415	28-8008

## ▶④在宅の環境を整える

### 福祉用具貸与[介護予防福祉用具貸与]

日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルできます。

\*利用者負担は、レンタル費用の1割～3割です。

#### ●対象となる福祉用具

- |                      |          |                 |
|----------------------|----------|-----------------|
| ○手すり<br>(工事を伴わないもの)  | ◎車椅子     | ◎認知症老人徘徊探知機     |
| ○スロープ<br>(工事を伴わないもの) | ◎車椅子付属品  | ◎移動用リフト(つり具を除く) |
| ○歩行器                 | ◎特殊寝台    | ●自動排泄処理装置       |
| ○歩行用つえ               | ◎特殊寝台付属品 |                 |
|                      | ◎体位変換品   |                 |
|                      | ◎床ずれ防止用具 |                 |

#### ●福祉用具貸与の注意事項

※原則として◎は要介護2以上、●は要介護4以上の方が保険給付の対象です。ただし、特に必要性が認められる場合には、例外的に対象となります。

※不適切な用具の使用が、心身の機能の低下を招く可能性があります。指定事業所の「福祉用具専門相談員」に相談し、自分に合った適切な福祉用具のアドバイスを受けましょう。

8

こんなサービスが利用できます

広告

## 福祉用具の販売・レンタル

介護保険対応

住宅の改修<<相談・施工>>

介護する人、受ける人に  
ホームケアサポート

介護に関するご相談  
お気軽にどうぞ!!



株式会社

ニッシン

〒520-1212 高島市安曇川町西万木651番地3

TEL 0740-32-2424  
FAX

指定事業所番号2572200406

## 特定福祉用具購入[特定介護予防福祉用具購入]

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入できます。

\*支給限度基準額は、1年間(4月～翌年3月)に10万円です。

登録事業者から指定された特定福祉用具を購入する場合に対象となります。利用者が全額を支払い、その領収書を添えて申請した場合に7割～9割分の額が支給されます。

### ●特定福祉用具購入の対象者

特定福祉用具の購入は、「要介護」の認定を受けた方が対象になります。

なお、要支援者の場合は、「特定介護予防福祉用具購入」の制度があります。

### ●対象となる福祉用具

腰掛け便座(ポータブルトイレなど)

入浴補助用具(入浴台や浴槽台など)

簡易浴槽

移動用リフトのつり具

自動排泄処理装置の交換可能部品

### ●福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所

地図	事業所名	実施区域	所在地	電話番号
⑬	株式会社ヤサカ	高島市内全域	今津町弘川273-10	22-2751
⑳	株式会社キョウプロ 大津支店 今津営業所		今津町北仰395-1	22-5511
㉒	株式会社ニッシン		安曇川町西万木651-3	32-2424
㉔	さわいメディカル		安曇川町末広3-31	32-2488



## 住宅改修費の支給 [介護予防住宅改修費の支給]

手すりの取り付けや段差解消など住宅改修をする際の費用の一部を支給します。

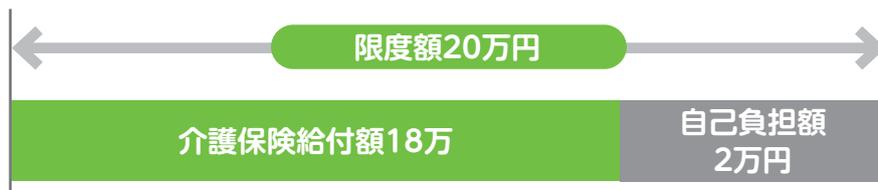
※事前協議の手続きが必要となりますので、必ずケアマネジャー、地域包括支援センターにご相談ください。事前協議を経ずに、実施された住宅改修は支給の対象になりません。

### ●支給額

限度額20万円の7割～9割が介護保険から支給されます。1割～3割は自己負担です。

**例** ※1割負担の場合

改修費用が20万円の場合



### ●対象となる住宅改修

- 玄関・トイレなどの手すりの取り付け
- 廊下・玄関・浴室などの段差の解消
- 開き戸を引き戸にする扉の取替え
- 和式便器から洋式便器への取替え など

### ●対象とならない住宅改修の例

- 老朽化を原因とした改修
- トイレの水洗化にともなう給排水設備工事
- 自宅以外の改修 など

### ●住宅改修の流れ

1. ケアマネジャー、地域包括支援センターへ相談
2. 介護保険課へ事前協議書類を提出  
事前協議書、改修が必要な理由書、見積書、現状の写真(日付入りのもの)などが必要です。
3. 介護保険課から事前協議結果の送付
4. 工事の施工・完了
5. 介護保険課へ支給申請書を提出  
支給申請書、領収書(原本)、内訳書、工事完了後の写真(日付入りのもの)などが必要です。
6. 支給決定  
支給申請書の提出から支給決定まで1か月程度かかります。

特に段差を解消する改修を行う場合には、段差が確認できる写真を提出してください。

広 告

## 介護保険 住宅改修・バリアフリー



 日野建築

高島市新旭町針江625-1 Mobile 090-7884-7459 Tel/Fax 0740-25-4606

A house of modern architecture

### (3) 施設サービス 要介護1～5の方が利用できます。

利用者が介護が中心か、治療が中心かなどによって、入所する施設を選び、その介護保険施設に直接申し込み、事業者と契約します。

介護保険施設への入所は、入所する必要性が高い人から優先的に入所することとなっています。特に、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)では、介護の必要の程度や家族等の状況を考慮した入所基準(入所ガイドライン)が定められています。また、特別養護老人ホームへの新規入所は、要介護3以上の方が対象となります。ただし、要介護1または2の方であっても、やむを得ない事情により在宅生活が困難な場合は、新規入所が認められる場合がありますので施設にご相談ください。

#### 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 生活全般の介護が必要な方

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要な方が、居宅での生活が困難な場合、施設で日常生活上の支援や介護が受けられます。

#### 利用者負担のめやす

	※1割負担の場合 1日につき		
	従来型個室	多床室	ユニット型個室
要介護1	581円	581円	662円
要介護2	650円	650円	730円
要介護3	722円	722円	805円
要介護4	791円	791円	874円
要介護5	859円	859円	942円

※この他に各種の加算があります。

※居住費、食費が自己負担となります。

地図	事業所名	所在地	電話番号	入所床数
⑪	特別養護老人ホーム 清風荘	今津町南新保87-15	22-1601	90床
⑳	介護老人福祉施設ニューサンライズ	新旭町藁園2603	25-8288	㊦54床
㉞	朽木小規模特別養護老人ホームやまゆりの里	朽木市場656	38-8030	30床
㉟	特別養護老人ホーム ふじの里	安曇川町下小川3220-1	32-4165	40床
	特別養護老人ホームふじの里なごみの家			㊦40床
㉟	特別養護老人ホーム藤のれん	安曇川町下小川127-1	32-1515	㊦40床

㊦は、ユニット型

※「特別養護老人ホーム藤のれん」は令和5年夏開設予定です。



廣 告

**トータルインテリア**  
**KUBOTA**

住む人に優しいインテリア

インテリア クボタ 有限会社  
高島市今津町桜町2-7-2  
**TEL.0740-22-2291**

## 地域密着型介護老人福祉施設 生活全般の介護が必要な方

29床以下の小規模な特別養護老人ホームです。

### 利用者負担のめやす

※1割負担の場合 1日につき

要介護度	ユニット型個室
要介護1	671円
要介護2	741円
要介護3	815円
要介護4	887円
要介護5	956円

※この他に各種の加算があります。  
※居住費、食費が自己負担となります。

地図	事業所名	所在地	電話番号	入所床数
⑤	地域密着型小規模特別養護老人ホーム さわの風	マキノ町沢1791-1	27-8020	ユニット型29床
⑦⑩	桜美林シューレ高島	新旭町北畑525-2	28-7666	ユニット型29床
③⑥	地域密着型小規模特別養護老人ホーム やまゆりの里	朽木市場656	38-8030	ユニット型20床
⑥⑩	あっとほーむ萩	勝野1-2	36-0122	ユニット型27床

## 介護老人保健施設(老人保健施設) 在宅復帰をめざしてリハビリをうけたい方

要介護で状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアが受けられます。

### 利用者負担のめやす

※1割負担の場合 1日につき

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室
要介護1	724円	799円	808円
要介護2	770円	848円	853円
要介護3	833円	911円	916円
要介護4	887円	963円	970円
要介護5	938円	1,017円	1,024円

※この他に各種の加算があります。  
※居住費、食費が自己負担となります。

地図	事業所名	所在地	電話番号	入所床数
②⑦	介護老人保健施設 グリーンテラス	新旭町旭696	25-5090	㊦60床
⑤⑤	介護老人保健施設 陽光の里	勝野1667-14	36-1220	100床

㊦は、ユニット型

8

こんなサービスが利用できます

# 利用者負担の軽減制度

## ▶負担限度額認定 ～食事・居住費の負担の軽減～

介護保険施設を利用した際の居住費(滞在費)や食費については、保険給付の対象外となります。しかし、低所得の方にとって居住費(滞在費)や食費が過重な負担とならないよう、利用者負担限度額を設けることにより、利用者負担額が軽減されます。次の対象要件に該当する方がこの軽減を受けるためには、市に申請していただき、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けていただく必要があります。

## ▶対象要件

所得要件	●市町村民税非課税世帯の方、別世帯の配偶者(事実婚含む)も市町村民税非課税の方 ※夫婦のうち、一人で施設に入所している場合など、別世帯になっている配偶者が課税されている場合は、軽減の対象となります。
資産要件	●預貯金等が一定額以下(利用者負担段階ごとに金額が異なります。)

### ○軽減の対象となるサービス

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ●介護老人保健施設 ●介護療養型医療施設
  - 短期入所生活介護(介護老人福祉施設での短期入所)
  - 短期入所療養介護(介護老人保健施設、介護療養型医療施設または介護医療院での短期入所)
  - 介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護
  - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ●介護医療院
- ※通所系のサービスの食費は負担軽減の対象になりません。

利用者負担段階	所得等の要件	預貯金等の要件	1日あたりの居住費					1日あたりの食費	
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室(老健・療養型)	従来型個室(特養)	多床室	施設入所者	ショートステイ利用者
第1段階	●生活保護受給者 ●境界層該当者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	820円	490円	490円	320円	0円	300円	300円
第2段階	●前年中の【課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額】が80万円以下の方 ●境界層該当者	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	820円	490円	490円	420円	370円	390円	600円
第3段階①	●前年中の【課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額】が80万円超120万円以下の方 ●境界層該当者	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円	1,310円	1,310円	820円	370円	650円	1,000円
第3段階②	●前年中の【課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額】が120万円超の方 ●境界層該当者	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円	1,310円	1,310円	820円	370円	1,360円	1,300円
第4段階(非該当)	上記以外の方		2,006円	1,688円	1,668円	1,171円	377円(855円)	1,445円	

※第4段階の金額は、それぞれ利用するにあたっての目安となる額であり、実際の費用は施設により異なる場合があります。

※境界層該当者…本来の居住費・食費等を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い負担段階を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方です。

※( )内の金額は、特別養護老人ホームに入所、短期入所生活介護(特別養護老人ホーム短期入所)を利用する場合

※非課税年金収入…遺族年金(寡婦、かん夫、母子、準母子、遺児年金を含む)や障害年金

## 市町村民税課税層に対する食費・居住費の特例減額措置について

課税世帯のため、食費・居住費の負担軽減の対象外となった方で以下の要件を全て満たした方は申請いただくことにより、特例的に第3段階②の負担軽減を受けることができます。

※短期入所の利用については、この特例減額措置は適用されません。

- ①属する世帯員の構成員の数が2以上(施設入所により世帯が分かれた場合も、同一世帯とみなす。②～⑥についても同じ。)
- ②介護保険施設または地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担
- ③全ての世帯員および配偶者について、サービスを受けた日の属する年の前年の公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額(長期譲渡所得または短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額)の合計額から、利用者負担、食費及び居住費の年額見込みの合計額を控除した額が80万円以下
- ④全ての世帯員および配偶者について、現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額が450万円以下
- ⑤全ての世帯員および配偶者について、居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない
- ⑥全ての世帯員および配偶者について、介護保険料を滞納していない

### ▶ 高額介護サービス費等

高額介護(介護予防)サービス費等は、介護サービスを利用して支払った自己負担額の、1か月の合計が下表の利用者負担上限額を超えた場合、その超えた分を、高額介護(介護予防)サービス費等として支給される制度です。

なお、対象となる方には、市役所介護保険課からお知らせしますので手続きをしてください。

※福祉用具購入費、住宅改修費、居住費(滞在費)、食費、日常生活費、利用限度額を超える自己負担分は対象となりません。

### ▶ 利用者負担上限額

対象となる方	負担の上限(月額)
課税所得690万円以上の方	140,100円(世帯)
課税所得380万円以上690万円未満の方	93,000円(世帯)
課税所得145万円以上380万円未満の方	44,400円(世帯)
世帯のどなたかが市町村民税を課税されている方	44,400円(世帯)
世帯の全員が市町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で、かつ前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給されている方等	15,000円(個人)

※利用者負担段階は、各月の初日における世帯の市町村民税課税状況によって判断します。

◎お問い合わせは介護保険課(☎25-8029)までお願いします。

## ▶ 社会福祉法人等による利用者負担の軽減 ～生計が困難な方に～

介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割に鑑み、低所得者で特に生計が困難である方の利用者負担を軽減します。軽減を受けるには介護保険課への申請が必要です。

### 軽減対象者

次の(1)から(6)までの要件すべてを満たす方が対象となります。

- (1)世帯全員が市町村民税非課税であること。
- (2)年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。  
ただし、申請被保険者本人の収入が150万円以下であること。
- (3)預貯金等の総額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (4)世帯が日常生活のために必要な資産(自宅やその土地等)以外に活用できる資産(収益を得るための住宅・土地・工場など)を保有していないこと。
- (5)負担能力のある親族等に扶養されていないこと。(市町村民税の所得控除で扶養親族になっている場合は軽減の対象となりません。)
- (6)介護保険料を滞納していないこと。

※旧措置入所者で、利用者負担割合5%以下の方については、ユニット型個室の居住費を除き、軽減の対象となりません。

### 軽減対象となる介護サービス

軽減の実施について、申し出を行っている社会福祉法人等が提供する次のサービスが対象です。

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護老人福祉施設サービス</li> <li>● 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> </ul>	介護費、食費、居住費
<ul style="list-style-type: none"> <li>● (介護予防)小規模多機能型居宅介護</li> <li>● 看護小規模多機能型居宅介護</li> </ul>	介護費、食費、宿泊費
<ul style="list-style-type: none"> <li>● (介護予防)短期入所生活介護</li> </ul>	介護費、食費、滞在費
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通所介護、地域密着型通所介護</li> <li>● (介護予防)認知症対応型通所介護</li> <li>● 通所型サービス</li> </ul>	介護費、食費
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 訪問介護、夜間対応型訪問介護</li> <li>● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>● 訪問型サービス</li> </ul>	介護費

### 軽減割合

4分の1軽減

※生活保護受給者については、個室の居住費(滞在費)に係る自己負担限度額を軽減

◎お問い合わせは介護保険課(☎25-8029)までお願いします。

# 介護予防・生活支援サービス事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)

## 利用できる方

- 基本チェックリストをもとに生活機能の低下があり事業対象者と判定された方  
※事業対象者の有効期限は原則、半年間です。  
※40歳～64歳の方(第2号被保険者)は、要支援認定が必要です。
- 要支援1・2の認定を受けた方

## 訪問型サービス

ホームヘルパー等が訪問し、生活援助(食事の準備や掃除等)、身体介護(入浴や排泄の介助等)を行います。

		訪問型サービス (従前相当)	訪問型サービスA	訪問型サービスB
サービス内容		身体介護中心のサービス ●入浴・排泄・食事の介助や見守り ●薬の受け取り ●掃除や整理整頓 ●生活必需品の買い物 ●食事の準備や調理 ●衣類の洗濯や整理 など	家事援助中心のサービス ●掃除や整理整頓 ●ゴミの分別やゴミ出し ●生活必需品の買い物 ●食事の準備や調理 ●衣類の洗濯や整理	
提供時間		1回60分程度	1回60分以内	
提供者		訪問介護事業所のヘルパー	訪問介護事業所のヘルパーや一定の研修を受けた従事者	シルバー人材センター・NPO法人で一定の研修を受けた従事者
対象にならないサービス		●本人以外の家族のための家事 ●来客の対応 ●大掃除や家屋の修理など日常的な家事の範囲を超えるもの など	●模様替え ●ペットの世話	●草むしり ●洗車 など
利用回数	事業対象者	利用できません	利用できません	○ 週1回まで
	要支援1	○ 週2回まで	○ 週2回まで	○ 週1回まで
	要支援2	○ 週3回まで	○ 週3回まで	○ 週1回まで
利用料のめやす	<b>【要支援1・2】</b> 週1回程度 月4回まで 274円/回 月5回以上 1,369円/月 週2回程度 月8回まで 278円/回 月9回以上 2,450円/月  <b>【要支援2】</b> 週2回を超える程度 月12回 293円/回 月13回以上 3,810円/月 (1割負担の場合)※加算あり	<b>193円/回</b> (1割負担の場合) ※加算あり	一律 <b>200円/回</b> ※加算なし	

## ●訪問型サービス提供事業者一覧

地図	サービス提供事業所名	従前相当	サービス A	サービス B	住所	電話番号
③	ヘルパーステーションじゃがいもの家	○	○	/	マキノ町浦345	28-8068
④	社会福祉法人たかしま会訪問介護事業所	○	/	/	マキノ町西浜1415	28-8008
⑦	高島市社会福祉協議会きらり今津北	○	○	/	今津町桂830-1	22-8211
⑫	こころいちばんホームヘルプサービス	○	○	/	今津町住吉2-11-2	22-5561
⑳	わになろう	○	/	/	新旭町藁園2607	25-8276
㉘	ヘルパーステーション元気な仲間	○	○	/	新旭町針江291	25-8360
㉛	ヘルパーステーションひより	○	○	/	新旭町旭892-1	20-2185
㉝	たすけあい高島 あかり	/	○	○	新旭町旭1-8-5 (エスパ内)	33-7805
㉟	訪問介護事業所ハーブ	○	/	/	新旭町旭462	25-8155
㊳	ヘルパーステーションリーチたかしま	○	/	/	新旭町新庄489-14	25-5582
㊵	在宅介護ファミリーケア堅田センター	○	○	/	安曇川町西万木189-3	32-6810
㊿	高島市社会福祉協議会きらり高島	○	○	/	勝野680	36-8222
㊿	高島市シルバー人材センター	/	/	○	勝野215	36-8191



## 通所型サービス

通所介護施設(デイサービスセンター)などで、生活機能を維持向上させるための体操や筋力トレーニング、食事、入浴、レクリエーションなどを利用できるサービスです。

		通所型サービス(従前相当)	通所型サービスA
サービス内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活機能向上のための機能訓練</li> <li>●レクリエーション</li> <li>●入浴</li> <li>●食事 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ミニデイサービス</li> <li>●運動</li> <li>●レクリエーション</li> <li>●食事 など</li> </ul>
提供時間		平均3時間以上9時間未満の範囲でサービスを提供します。 (事業者ごとに異なります。)	2時間以上のサービスを提供します。 (事業者ごとに異なります。)
提供者		通所介護事業所	通所介護事業所や市が指定する事業所(看護師、機能訓練士、生活相談員を配置していない場合があります。)
利用回数	事業対象者	利用できません	○ 週1回まで
	要支援1・2	○ 要支援1は週1回・要支援2は週2回まで	○ 要支援1は週1回・要支援2は週2回まで
利用料のめやす		<b>【要支援1】週1回程度</b> 月4回まで 390円/回 月5回以上 1,947円/月  <b>【要支援2】週2回程度</b> 月8回まで 401円/回 月9回以上 3,605円/月 (1割負担の場合)※加算あり	<b>273円/回</b> (1割負担の場合) ※加算あり

## 通所型サービスC

サービス内容	運動機能を向上するための短期集中的なトレーニングを行います。 週1回・約3か月間合計12回実施します。 ※この教室は、繰り返し通う教室ではありません。
1回あたりの利用料	1回 462円(1割負担の場合) 送迎加算あり
対象者	事業対象者、要支援1・2 (特に3~6か月の間で改善の見込みがある方)

※詳しくは、高齢者支援課(高島市地域包括支援センター)またはあいりんつむぎ地域包括支援センターにお問い合わせください。

## ●通所型サービス提供事業者一覧

地図	サービス提供事業所名	従前相当	サービス A	サービス C	住所	電話番号
①	高島市社会福祉協議会きらりマキノ	○	○	/	マキノ町新保1095	27-1778
②	デイケアマキノ	/	/	○	マキノ町新保1097	27-0099
③	デイサービスセンターじゃがいもの家	○	○	/	マキノ町浦345	28-8068
⑥	おうみの里マキノデイサービスセンター	○	/	/	マキノ町西浜748-2	20-2177
⑦	高島市社会福祉協議会きらり今津北	○	○	/	今津町桂830-1	22-8211
⑧	高島市社会福祉協議会きらり今津	○	○	/	今津町上弘部438-2	22-8179
⑱	いく歩デイサービス近江今津	○	/	/	今津町弘川1520-3	24-7070
⑳	通所介護事業所レインボー	○	○	/	新旭町藁園2603	25-8288
㉘	デイサービスより愛	○	○	/	新旭町針江291	25-5301
㉛	デイサービスひより	○	○	/	新旭町旭892-1	20-1810
㉞	朽木デイサービスセンター	○	○	/	朽木市場656	38-8040
㉟	高島市社会福祉協議会きらり安曇川	○	○	/	安曇川町田中555	32-2133
㊱	ふじの里デイサービスセンター	○	○	/	安曇川町下小川3220-1	32-4140
㊴	あずみの郷通所介護事業所	○	○	/	安曇川町田中3741-1	32-8391
㊸	リハビリデイサービスひまわり	○	○	○	安曇川町田中299	20-4252
㊻	デイサービスてのひらいっぱい	○	○	/	安曇川町西万木213	28-7718
㊽	高島市社会福祉協議会きらり高島	○	○	/	勝野680	36-8222
㊿	リハビリデイサービスほたる	○	○	/	鴨川平3-4-9	20-4052
㉑	機能訓練デイサービス ウォーク	○	○	/	勝野2245-9	36-8103

# 地域支援事業

高齢者の方が、元気で自分らしく過ごしていただくため、支援や介護が必要な状態になる前からの介護予防の推進と、尊厳の保持、自立した日常生活の支援をしています。

## 一般介護予防事業

65歳以上の方を対象に、運動機能や生活動作の向上を目的とした教室を行います。

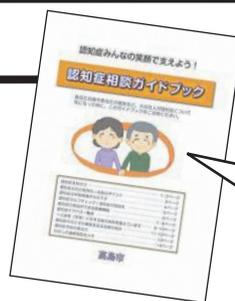
事業名	内容
元気づくりカレッジ	短期間に運動機能や生活動作の向上を目指したプログラムを実施します。
運動機能向上教室 (週1回の利用)	運動器の機能向上を目指します。 ● トレーニングマシン等を使用した運動 ● 高島あしたの体操 など
生活機能向上教室 (週1回の利用)	生活動作の向上を目指します。 ● 日常生活動作訓練 ● 創作活動 など

※各教室の重複利用はできません。

利用については、高齢者支援課(高島市地域包括支援センター)またはあいりんつむぎ地域包括支援センターにお問い合わせください。

## 認知症サポーター養成講座

認知症になっても本人や家族が安心して暮らせるまちをめざして、地域や学校、企業で認知症サポーター養成講座を開催しています。日時や内容など詳しくは高齢者支援課にお問い合わせください。



こちらも  
ご覧ください

## 家族介護教室

高齢者を介護されている方や介護に関心をお持ちの方々を対象に、介護知識・技術の習得、情報提供、情報交換などをする教室です。

- 認知症の理解 ● 介護方法 ● 調理の工夫
- 薬の管理 ● 介護者の健康管理

開催日・場所・内容など、詳しくは高齢者支援課にお問い合わせください。

専門家を交えての学習や介護者同士の情報交換で、日頃の不安や疑問を解消しましょう。



家庭介護教室

### ▶ 介護家族の会

市内では3つの「家族介護グループ」が活動しています。無理のない介護を続けるには、仲間と支え合うことが大きな力になります。

お問い合わせは、高齢者支援課までご連絡ください。

名称	活動日	活動場所
紅葉(もみじ)の会[今津]	月1回	喫茶[Café cozy]
みのり会[安曇川]	毎月第1・3木曜日	安曇川中学校
ケアメンカフェの仲間たち[新旭]	毎月第3水曜日	まちの縁側・新旭エスパ内

# その他の在宅サービス

## 在宅介護用品助成事業

介護用品を使用している市町村民税非課税世帯の要介護・要支援認定者に在宅介護用品助成券を交付し、在宅高齢者の衛生の向上や介護者の負担軽減を図ります。

### ▶ 対象者および交付額

- 要介護4、5の方……………月額5,000円
- 要支援1、2 要介護1、2、3の方……………月額3,000円

助成券は市と協定した協力店で使用できます。

### ▶ 助成の申請

新規に申請される場合は、居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)、民生委員または保健師から確認を受けてください。

なお、更新申請の場合は、確認を省略することができます。

### ▶ 申請窓口

介護保険課、高齢者支援課または各支所

### 助成対象の介護用品

- ・紙おむつ
- ・尿とりパット
- ・清拭剤
- ・ドライシャンプー
- ・おしり拭き
- ・介護シート
- ・使い捨て手袋
- ・リハビリパンツ

## 福祉総合交通利用助成事業

市町村民税非課税世帯の高齢者に福祉総合交通利用助成券を交付し、通院や買い物などの外出を支援します。

### ▶ 対象者および交付額

- 介護保険の要介護・要支援に認定されている方
  - ひとり暮らしで75歳以上の方
  - 70歳以上の高齢者のみの世帯で75歳以上の方
- 月額1,000円

### ▶ 申請窓口

介護保険課、高齢者支援課または各支所

### ▶ 利用できる交通機関

#### ● ケア輸送サービス事業所

- 湖西福祉タクシー (☎25-2118)
- はーと福祉タクシー(☎20-1159)
- ひなた福祉タクシー(☎32-1094)
- みずほ福祉タクシー(☎25-7277)

#### ● バス会社(市内路線のみ)

- 江若交通
- 湖国バス
- 西日本JRバス
- 市営バス

#### ● タクシー会社

- 大津第一交通 高島営業所

#### ● 福祉有償運送事業所

(会員として登録された方のみ)

- 元気な仲間
- 虹の会 わになろう
- 高島市社会福祉協議会
- ゆたか会 ほろん

# 高齢者住宅小規模改造助成事業

## ▶ 対象者 ※次のいずれにも該当する方

- ①高島市内に住所を有する満65歳以上の方
- ②身体の障がい等により日常生活を営むのに支障があり、住宅の改造が必要な方
- ③要介護認定を受けている方で、「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」の準寝たきり(ランクA)および寝たきり(ランクB、ランクC)に該当する方
- ④滋賀県在宅重度障害者住宅改造費助成事業の助成を受けていない方
- ⑤本人ならびにその配偶者および扶養義務者の前年(1月から6月の間に助成の申請を行う場合にあっては、前々年)の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、改造助成を行う月の属する年の老齢福祉年金の所得制限限度額を超えない方

## ▶ 利用相談窓口

- 介護保険課、高齢者支援課(高島市地域包括支援センター)、あいりんつむぎ地域包括支援センターまたは、居宅介護支援事業所(担当ケアマネジャー)にご相談ください。担当者が訪問し、住宅改造の相談支援をします。
- その後、ア～オの書類を提出してください。
  - ア 高齢者住宅小規模改造申請書
  - イ 改造経費の見積書(内訳が記載されたもの)
  - ウ 改造内容を示した平面図
  - エ 改造しようとする箇所の現況カラー写真(撮影日が入ったもの)
  - オ ア～エの他に市から提出を求められた書類

## ▶ 留意事項

- 住宅改修費の給付(介護保険)が受けられる場合は、介護保険が優先されます。
- 既に改修済みや改修開始後は、本事業の対象になりません。交付決定通知後に施工する必要があります。

## ▶ 助成額

1世帯につき対象経費の12分の7以内で、上限額は29万1千円です。(千円未満切り捨て)

### ● 助成の例

工事費が100万円で、居宅介護(介護予防)住宅改修費と高齢者住宅小規模改造事業を受ける場合

※工事内容を、介護保険給付制度と助成制度に区分けしての利用になります。



※介護保険自己負担額1割の場合

## 緊急通報システム設置(貸代)事業

ひとり暮らし高齢者等の急病や事故などの緊急時に、迅速かつ適切な対応を図るため緊急通報装置を貸与します。

### ▶対象者

65歳以上のひとり暮らしの高齢者等で、突発的に生命に危険な症状が発生する疾患を持っておられる方のうち日常生活上特に、注意が必要な方

貸与を受ける場合には、3人の協力者が必要です。

### ▶利用相談窓口

高齢者支援課(高島市地域包括支援センター)または、あいりんつむぎ地域包括支援センター

### ▶利用者の負担

取付工事費や利用料の利用者負担はありません。

# 成年後見制度利用支援事業

## 成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で、判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産管理をしたり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をする必要があっても、これらを自分でするのは難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても適切な判断ができずに、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。このような判断能力が不十分な方を保護し、支援するのが成年後見制度です。

## 成年後見制度利用支援事業について

### ▶内容

- 身寄りがいない方に代わっての申立て(市長申立て)
- 申立て費用および報酬の助成

### ▶相談窓口

- 高齢者支援課(高島市地域包括支援センター)またはあいりんつむぎ地域包括支援センター

# 医療機関

あなたのかかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう。

あなたやご家族のことをよく知っている医師・歯科医師・薬剤師に日頃からの様子を伝え、相談しましょう。

## 病院

※ご承諾をいただいた医療機関のみ掲載しています。

医療機関名	住所	電話番号
医療法人マキノ病院	マキノ町新保1097	27-0099
一般財団法人 近江愛隣園今津病院	今津町南新保87-1	22-2238
高島市民病院	勝野1667	36-0220

## 診療所

医療機関名	住所	電話番号
マキノ駅前診療所	マキノ町高木浜1-22-15	28-8088
医療法人中西眼科医 院マキノ診療所	マキノ町沢161-97	27-2470
医療法人 あいりんクリニック	今津町中沼1-5-6	22-1711
医療法人 前川クリニック	今津町桜町1-7-3	22-2881
医療法人 ながおか医院	今津町今津1487	22-2030
医療法人のぞみ会 藤井医院	今津町南新保514-1	22-5311
医療法人 景湖 ピュアクリニック	今津町浜分67-128	24-7000
たるもと整形外科	今津町今津452-5	22-0022
社会福祉法人 大阪自 彊館角川クリニック	今津町角川1161-4	24-8001
近江今津駅前 メンタルクリニック	今津町名小路1-6-8 今津第1ビル1F	22-0026
高島市民病院 朽木診療所	朽木市場701	38-2071
東医院	安曇川町青柳915	32-1331
多胡クリニック	安曇川町南船木680-2	34-0345
小泉クリニック	安曇川町西万木1264-1	32-6101

医療機関名	住所	電話番号
澤村医院	安曇川町中央4-1-3	32-3525
医療法人土田医院	安曇川町末広3-22-1	32-3317
医療法人 氷室内科医院	安曇川町末広2-12	32-2112
医療法人林田医院	安曇川町中央2-2-1	32-1600
みやもと整形外科 クリニック	安曇川町中央3-2-22	28-7520
小篠医院	勝野1727-3	36-1511
医療法人 やまにしクリニック	勝野638	36-0015
医療法人 湖西クリニック	新旭町安井川1218-1	25-2539
澤村クリニック	新旭町旭1-7-1	25-5082
医療法人かおり会 本多医院	新旭町旭1069-2	25-4123
医療法人かおり会 藁園本多医院	新旭町太田888-1	25-6591
医療法人 片岡クリニック	新旭町新庄989-4	25-6373
医療法人社団 山内耳鼻いんこう科	新旭町熊野本1-1-15	25-7888
まつもと整形外科	新旭町旭870-20	25-8201
医療法人社団 四葉会 まつだ内科歯科 クリニック	新旭町旭696	25-5050
やすはら眼科 クリニック	新旭町熊野本1-6-8	20-2011

## 歯科診療所

医療機関名	住所	電話番号
林歯科医院	マキノ町蛭口 1362	27-1533
桜井歯科医院	マキノ町高木浜 1-3-5	20-4345
藤本歯科医院	今津町今津1614	22-2369
堀井歯科医院	今津町住吉 2-12-8	22-3886
弘部歯科医院	今津町中沼1-3-9	22-3800
医療法人 前川歯科医院	今津町弘川253	22-5250
原田歯科医院	今津町桜町1-6-1	22-2016
たつなみ歯科医院	今津町南新保165	24-7057
安原歯科医院	安曇川町田中 45-2	32-0081
横木歯科医院	安曇川町西万木 793	32-0350
歯科山本医院	安曇川町西万木 641-13	32-0323
おおやま歯科 クリニック	安曇川町末広3-8	32-8088
なかの歯科	安曇川町末広 4-40-1	32-3377
あだち歯科 クリニック	安曇川町西万木 811	32-6480
かくたに歯科 クリニック	勝野1738	36-2028
金田歯科医院	鴨2908	36-2277
藤本歯科医院	新旭町新庄625-1	25-2232
医療法人社団 四葉会 まつだ内科歯科 クリニック	新旭町旭696	25-4444
野上歯科医院	新旭町旭2-2-4	25-7500
うえはら歯科	新旭町旭1-9-4	25-8241

## 調剤薬局

医療機関名	住所	電話番号
調剤薬局マリーン マキノ病院前店	マキノ町中庄 473-131	20-2525
共創未来 高島薬局	マキノ町中庄 473-91	27-8112
有限会社今井薬局 駅前店	今津町名小路 1-3-7	22-4193
ケーエーシー薬局	今津町南新保165	22-8848
株式会社戸井薬局 今津駅前店	今津町中沼2-1-2	22-5004
りんご薬局	今津町桜町1-7-9	20-1475
ふれあい薬局・今津	今津町今津 1504-4	24-7177
千寿堂薬局	安曇川町末広 3-23-2	32-8040
株式会社 ルックドイ薬局 安曇川店	安曇川町末広 3-18	32-2848
ユタカ薬局 安曇川	安曇川町西万木 429	32-6021
ドリーム薬局 安曇川店	安曇川町西万木 1264-3	32-8066
たんぼぼ薬局 高島店	勝野2240-1	36-8131
たんぼぼ薬局 新高島店	勝野2254-28	36-8211
ふれあい薬局・高島	勝野2246-4	36-8151
琵琶湖さざなみ薬局	勝野199-7	36-0099
株式会社戸井薬局	新旭町安井川 1252-1	25-2004
つくし薬局 新旭店	新旭町熊野本 1-1-16	25-8384
ひかり薬局	新旭町旭1067-2	25-5546
とうじゅ薬局	新旭町旭1-8-5	25-5117
湖西薬局	新旭町安井川 1318	25-6878
たかひげ調剤薬局	新旭町旭711-1	25-0720
めぐみ薬局 新旭店	新旭町熊野本 1-6-11	33-7255
フタバ薬局 新旭店	新旭町旭1030-3	25-8270
ウエルシア 高島新旭店	新旭町旭610-1	25-0860

病院

内科

循環器内科

一般財団法人 近江愛隣園  
**今津病院**  
回復期リハビリテーション病棟40床 人工透析30床

内科・整形外科・リハビリテーション科  
リウマチ科・泌尿器科・皮膚科  
放射線科・脳神経内科

滋賀県高島市今津町南新保87番地1  
電話予約も承ります **TEL:0740-22-2238**  
今津病院 検索

小児科・内科  
**あいりんクリニック**  
今津町中沼1-5-6 (高島警察署前)  
**☎ (0740) 22-1711**

		月	火	水	木	金	土	祝
9:00~12:00	診察	●	●	●	●	●	●	休
14:30~16:00	予防接種	●	●	●	●	●	●	休
16:00~19:00	診察	●	●	●	●	●	●	休

診療科目 小児科・内科 / 訪問診察 各種予防接種 予防接種は前日までにご予約ください。

医療法人  
**ながおか医院**  
内科・循環器内科

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:00	●	●	●	●	●	—
16:00~19:00	●	※	●	—	●	—

休診:木曜午後、土曜、日曜、祝日  
※火曜午後予約制(14:00~17:00)検診・健康診断、予防接種  
ペースメーカー管理

高島市今津町今津1487番地  
**☎ 0740-22-2030**




内科・消化器内科・糖尿病内科  
**小泉クリニック**

診療時間	月	火	水	木	金	土
AM 9:00~12:00	○	○	○	○	○	○
PM 16:00~19:00	○	/	○	/	○	/

※日曜日と祝日は休診です

特定健診 各種予防接種  
訪問診療ご相談ください  
高島市安曇川町西万木1264-1  
**TEL.0740-32-6101**

精神科  
心療内科



内科・小児科  
**多胡クリニック**

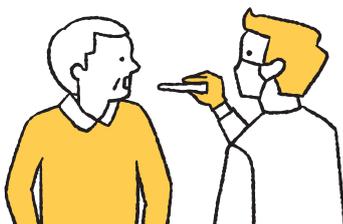
診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
午前 8:30~12:00	●	●	●	●	●	●	×	
午後 15:00~18:00	●	●	●	×	●	×	×	

休診日:日、祝  
**☎ 0740-34-0345**  
高島市安曇川町南船木680-2

近江今津駅前メンタルクリニック  
予約制

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
午前診 9:30~12:00	●	●	●	/	/	●	/
午後診 15:00~18:00	●	●	●	/	▲	/	/

休診日:木曜日、金曜日午前、土曜日午後、日曜日  
▲金曜日は19:00まで  
高島市今津町名小路1丁目6-8  
今津第一ビル1F  
**TEL/FAX 0740-22-0026**



まつだ内科・歯科クリニック  
内科・循環器内科・リハビリテーション科

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00~12:00	●	●	●	休	●	●
午後 4:00~ 5:00	●	●	●	休	●	▲

▲土曜午後は2時~5時までの診療です。祝日は診療しております。  
【休診】木曜・日曜(マッサージは月・水・金曜日の午後2:00~5:00です)

高島市新旭町旭696番地  
**TEL.0740-25-5050**



このページは有料広告ページです。

## 整形外科

## 耳鼻咽喉科

## 薬局

JR新旭駅下車徒歩0分



### まつもと整形外科

高島市新旭町旭870-20

TEL.0740-25-8201

めまい・難聴



### 耳鼻咽喉科・内科・小児科 土田医院

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前9:00~12:00	●	●	●	●	●	●
午後4:00~7:00	●	●	●	/	●	/

休診日：日曜日、祝日、木曜日・土曜日午後

TEL: 0740-32-3317

滋賀県高島市安曇川町末広3丁目22-1

<https://tsuchida-cl.com>

### PHARMACY LOOK DOI

株式会社 ルック・ドイ薬局

安曇川店 安曇川町末広3-18 ☎ 0740-32-2848

ワニ支店 大津市和邇中浜444-1 ☎ 077-594-5566

### 株式会社 戸井薬局

新旭店 新旭町安井川1252-1 ☎ 0740-25-2004

今津駅前店 今津町中沼2-1-2 ☎ 0740-22-5004

安曇川駅 徒歩3分 キッズルームあり

### みやもと整形外科クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前09:00~12:00	●	●	●	●	●	●
午後16:00~19:00	●	●	/	●	●	/

休診：水曜午後・土曜午後・日祝

TEL.0740-28-7520

高島市安曇川町中央三丁目2番地22

<http://www.medic-grp.co.jp/doctor/miyamoto/>



耳鼻咽喉科・アレルギー科

医療法人社団

### 山内耳鼻いんこう科

診療時間	月	火	水	木	金	土
AM 9:00~12:00	●	●	●	/	●	●
PM 3:45~7:00	●	●	●	/	●	3:00 5:00

休診日：木曜・日曜・祝日

☎ 0740-25-7888

高島市新旭町熊野本1-1-15

処方せん受付

### ひかり薬局

月・火・水・金	8:30 ~ 19:30
木	8:30 ~ 16:00
土	8:30 ~ 13:00
定休日	日・祝日

滋賀県高島市新旭町旭1067-2

TEL 0740-25-5546

※時間外は留守番電話より転送されます。



## 眼科



日帰り硝子体手術・白内障手術・コンタクトレンズ取扱い

### やすはら眼科クリニック YASUHARA EYE CLINIC

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00~12:00	○	○	○	/	○	○
午後 16:00~18:00	○	手術	○	/	○	/

休診日 土曜午後/木曜・日曜

新旭駅から西へ徒歩6分

TEL:0740-20-2011

〒520-1532 滋賀県高島市新旭町熊野本1-6-8

<http://www.y-eyeclinic.com/>

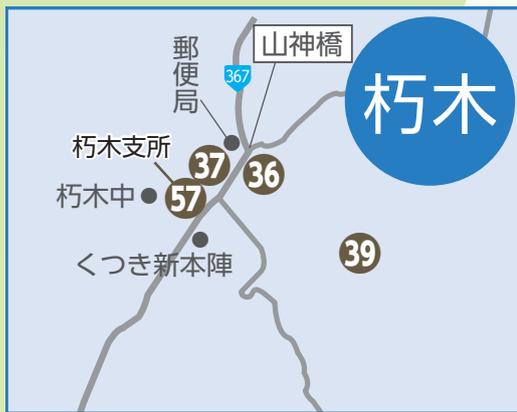


医療機関

14

# 事業所などの地図

詳しくは、10ページから35ページの地図番号をご覧ください。







# まつだ内科・歯科クリニック

MATSUDA INTERNAL MEDICINE & DENTAL CLINIC

## 内科・循環器内科・リハビリテーション科

内科院長・医学博士 松田 俊哉



診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00~12:00	●	●	●	休	●	●
午後 4:00~ 5:00	●	●	●	休	●	▲

▲土曜午後は2時~5時までの診療です。

祝日は診療していません。

【休診】木曜・日曜(マッサージは月・水・金曜日の午後2:00~5:00です)

高島市新旭町旭696番地

# TEL.0740-25-5050

## 医療法人社団 四葉会

詳しくはHPを  
ご覧ください。



## 介護老人保健施設 グリーンテラス



## 入所のご相談、見学などお気軽にご相談下さい。

高島市新旭町旭696番地

# TEL.0740-25-5090